附則第十三条の八第一項中「連合会」を「存続連合会」に、「老齢年金給付」を「解散基金に係る老齢年金給付」に、「第百六十一条第三項」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百六十一条第三項」に、「第百三十二条第二項」とあるのは、「附則第十三条の七第一項において読み替えられた」を「係る第百三十二条第二項」とあるのは「係る附則第十三条の七第一項において読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」と、「、第百三十二条第二項」とあるのは「、附則第十三条の七第一項において読み替えられた同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」に改め、同条第二項中「第百六十一条第五項」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百六十一条第五項」に改め、同条第五項中「第五項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項」に改める。

附則第十七条の四第五項ただし書中「、第百三十二条第二項」を削り、「及び平成十二年改正法」を「、平成十二年改正法」に改め、「第四条の規定による」の下に「改正前の第百三十二条第二項及び平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による」を加え、同条第八項中「基金の加入員たる被保険者であつた期間」の下に「（老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間をいう。以下この項及び附則第十七条の六第一項において同じ。）」を加える。

附則第十七条の五中「第四十四条の二」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二」に、「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律」を「国民年金法等の一部を改正する法律」に、「又は平成十二年改正法」を「、平成十二年改正法」に、「第二十四条第一項」を「第二十四条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」に改める。

附則第十七条の十四中「第百四十一条第一項において準用する場合」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百四十一条第一項において準用する場合」に改める。

附則第二十条第四項第二号イ中「並びに第八十五条の二及び第百六十一条第一項」を「及び平成二十五年改正法附則第八条（平成二十五年改正法附則第七十二条において準用する場合を含む。）」に改める。

附則第三十条から第四十条までを削り、附則第二十九条の四を附則第三十二条とし、附則第二十九条の三を附則第三十一条とし、附則第二十九条の二を附則第三十条とする。

（確定給付企業年金法の一部改正）

第二条　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第九章　確定給付企業年金の終了及び清算（第八十三条―第九十一条）
第九章の二　企業年金連合会による中途脱退者等に係る措置（第九十一条の二―第九十一条の十三）
第十章　確定給付企業年金についての税制上の措置（第九十二条）
第十一章　雑則（第九十三条―第百六条）
第十二章　他の年金制度との間の移行等
第一節　確定給付企業年金と厚生年金基金との間の移行等（第百七条―第百十六条）
第二節　確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等（第百十七条―第百二十三条）
第十三章　罰則（第百二十四条―第百二十六条）」

を

「第九章　確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等（第八十二条の二・第八十三条―第九十一条）
第十章　企業年金連合会
第一節　通則（第九十一条の二―第九十一条の四）
第二節　設立及び管理（第九十一条の五―第九十一条の十七）
第三節　連合会の行う業務（第九十一条の十八―第九十一条の二十八）
第四節　解散及び清算（第九十一条の二十九―第九十一条の三十一）
第十一章　確定給付企業年金についての税制上の措置（第九十二条）
第十二章　雑則（第九十三条―第百七条）
第十三章　罰則（第百十八条―第百二十三条）」

に改める。

第二条第一項中「第十一章」を「第十三章」に改める。

第四条第一号中「第三項」の下に「、第八十二条の二第四項及び第五項」を加え、「、第九十七条、第百十一条第一項並びに第百十七条第四項及び第五項」を「並びに第九十七条第一項」に改める。

第五条第一項第二号中「厚生年金基金」を「確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第二項に規定する企業型年金（以下「企業型年金」という。）」に改める。

第八十一条の二第一項中「この条、第九十一条の二、第九十三条の二第一項第一号、第百十五条の二及び第百十七条の二において」を削る。

第百十八条第一項中「第九十条第一項」の下に「（第九十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百十九条中「基金」の下に「若しくは連合会」を加え、同条第一号中「第九十条第四項」の下に「（第九十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第百条第一項」の下に「又は第百条の二第一項」を加える。

第百二十条中「第十七条第一項」の下に「（第九十一条の八第二項において準用する場合を含む。）」を「基金」の下に「若しくは連合会」を加える。

第百二十一条中「基金」の下に「又は連合会」を加え、「その役員」を「これらの役員」に改める。

第百二十二条第一号中「第十五条」の下に「（第九十一条の九において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第九十一条の二第五項又は第九十一条の三第五項（第九十一条の四第四項及び第九十一条の五第七項」を「第九十一条の十九第五項又は第九十一条の二十第五項（第九十一条の二十一第四項及び第九十一条の二十二第七項」に改め、同条第三号中「第九十一条の三第六項、第九十一条の四第五項及び第九十一条の五第八項」を「第九十一条の二十第六項（第九十一条の二十一第五項及び第九十一条の二十二第八項」に改める。

第百二十三条に次の一号を加える。

三　第九十一条の四第二項の規定に違反して、企業年金連合会という名称を用いた者

第十三章を第十四章とする。

第九十三条の二から第九十三条の四までを削る。

第九十六条に次の一項を加える。

2　連合会は、適正な年金数理に基づいて、給付の設計及び決算を行わなければならない。

第九十七条中「含む。）」の下に「又は連合会（第九十一条の五の規定に基づき連合会を設立しようとする発起人を含む。）」を加え、「厚生年金保険法第百七十六条の二第二項」を「次項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　年金数理人は、前項に規定する確認を適確に行うために必要な知識経験を有することその他の厚生労働省令で定める要件に適合する者とする。